

三條市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表(令和8年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割			1,176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割			2,349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割			3,727単位	日割の場合	÷ 30.4日	123	1日につき	
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を 定める場合 (1月につき3,727単位を 超えない)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき		
A2	2521	訪問型独自サービス／222		287単位						
A2	2631	訪問型独自サービス／223		(2)生活援助が中心である場合	179単位		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2			220単位		(二)所要時間45分以上の場合		220	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211		高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	163単位		163	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割					12単位減算		-12	1月につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212	(2)1週に2回程度の場合			1単位減算	-1	1日につき		
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				23単位減算	-23	1月につき		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213	(3)1週に2回を超える程度 の場合			1単位減算	-1	1日につき		
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割				37単位減算	-37	1月につき		
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221	ロ 1月当たりの回数 を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	(2)生活援助が中心である場 合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222				(一)所要時間20分以上45分未満の場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2		
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211			業務継続計画未 策定減算	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割						日割の場合	1単位減算	-1
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算			-23	1月につき		
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213	(3)1週に2回を超える程度 の場合	37単位減算			-37	1月につき		
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	ロ 1月当たりの 回数を定める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	1回につき	
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222		(2)生活援助が中心である場 合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2		
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223			(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2		
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利 用者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算			

三条市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表(令和8年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算(1月に1回を限度)		50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	1月につき
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	1月につき